



次世代育成支援対策 推進行動計画(後期)

#### この計画の位置づけ

この後期計画は、前期計画の成果をもとに、 さらにこの5年間の環境の変化等も踏まえながら、 平成22年~26年の5年間に取り組む 次世代育成支援対策を定めたものです。 品川区では基本構想に基づいた 長期基本計画・実施計画を策定しています。 これを基礎として、後期計画を策定しました。



次世代の育成を支援するため、品川区では平成 17 年度から「前期計画」を策定して子育てしやす い地域環境の整備を推進してきました。



その成果として、すくすく赤ちゃん訪問やすこやか医療費助成等の子育て支援事業、あるいは短時間就労対応型保育を含む多様な保育事業、また、就学前教育の充実や小中一貫教育の推進など、子育て関連事業は 26 事業から 36 事業へと充実してまいりました。

しかしながら、これにとどまることなく、すべての子どもの健やかな成長と自立をめざして一層の充実を図るため、平成 22 年度から 5 年間を計画期間とする後期計画を策定しました。

この計画は、有識者や地域・団体等の代表と公募委員で組織する協議会でご検討をいただくとともに、パブリックコメントを通じて区民のご意見もお聞きするなど、区民との協働の理念のもとに策定に取り組みました。

計画の基本理念は「地域で支えあい次世代を育む都市 "しながわ"」です。子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもと、子育ての負担を区民各世代で分担し、支えあっていくことを目指しております。

そして計画の基本目標としては、安心感のある子育て・子育ち環境の充実と、子 育ての楽しさ・充実感を感じながら子どもと共に育つ親育ちへの支援を掲げました。

品川に育つすべての子どもが、乳幼児期から小中学校を経て青少年に成長する中で、「生きる力」を自ら育み、地域に貢献していくことができるよう、家庭、学校、地域、企業と行政が連携して子育て力豊かな品川を実現してまいりたいと思います。

なお、本計画は社会環境や地域の状況変化に対応して随時見直していきますので、 今後とも子育て事業や子育ち環境の充実に向けて、後期計画の推進にご協力を賜り ますようお願い申し上げます。

> 平成 22 年 3 月 品川区長 濱 野 健



第1章	後期計画策定の背景	1
	(1) 次世代育成支援対策推進行動計画とは	1
	(2) 前期計画が目指したもの	1
	(3) 前期計画の成果	2
第2章	後期計画が目指すもの	5
	(1) 品川区における後期計画の位置づけ	5
	(2) 基本理念	6
	(3) 基本的な視点	6
<del></del> 第3章	次世代育成支援の方向	9
	(1)後期計画で取り組むべき課題	9
	(2)基本目標	10
	(3) 基本目標ごとの施策体系	11
<del></del> 第4章	計画の推進方法	25
	子どもと家庭を取り巻く品川の現状	27
	(1) 人口と出生の現状	27
	(2) 子育て支援の現状	30
	(3)子どもが学び育つ環境の現状	32
	(4) 特別な支援や保護を要する子どもの自立に向けた支援の現状	36
	後期計画で実施する主な事業の一覧	37
	協議会審議経過	39
	(1) 品川区次世代育成支援対策推進協議会(第3期)委員名簿	39
	(2) 審議経過	40
		41

#### 第1章 後期計画策定の背景

#### (1) 次世代育成支援対策推進行動計画とは

平成 15 年 7 月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画および都道府県行動計画を、また 301 人以上(平成 23 年 4 月以降は 101 人以上)の従業員のいる企業に対しては、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるものです。

#### (2) 前期計画が目指したもの

これらの動きと共に、前期計画の背景には、核家族化や少子化の進行、それに伴う子どもどうしのふれあいやコミュニケーションの希薄化と家庭の子育て力の低下、さらにはいじめや虐待の顕在化といった社会環境を背景として、子育てしやすい環境の充実が大きな課題となっていました。こうした状況を踏まえ、品川区は前期計画で「子どもが、人を、地域をつなぎ、子育ての楽しさを広げる都市 品川」を基本理念に掲げ、「子育ての第一義的責任は親にある」ことを前提に、各世代が支援する子育て環境の向上を図るため、以下の3つの基本方針を定めました。

安心して子どもを 生み育てることができる環境づくり 子育てに喜びや楽しさを感じ、安心して子どもを生 み育てることができる環境や男女が共に子育てと仕 事を両立できる環境の整備、子育てについての相談 体制の整備等を進める。

子どもが明るくのびのび成長できる 環境づくり ゆとりある教育、遊び、あるいは様々な体験や交流 を通して豊かな人間関係、自立や社会性を伸ばすこ とができるよう、子どもの最善の利益を守ることを 基本に、子どもがのびのびと成長していける環境の 整備等を進める。

子育てと子どもの成長を社会全体が協力し、 応援する環境づくり 子育て・子育ち環境の整備に向けて社会全体が協力 し、支援していくため、家庭はもとより、地域社会、 学校、団体、事業所、行政等が連携を保ち、それぞ れの役割を果たしながら協力し、子育てを支援する 環境の整備を進める。

# (3) 前期計画の成果

前期計画で行った取り組みの成果を、前述の3つの基本方針ごとにまとめると、以下のとおりです。

#### ①基本方針 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

基本目標	取り組みの成果
1. 安心できる出産と健康づくり	<ul> <li>妊娠期からの子育て支援として、国の助成制度では対象とならない一般不妊治療や妊婦健診(超音波検査)、里帰り健診、任意予防接種について助成して経済的負担を軽減しています。</li> <li>休日および平日夜間に加え、平成19年からは土曜日夜間の小児応急診療を実施し年間を通じて子どもに対する医療を確保するなど、安心して子育てできる環境を整備しています。</li> <li>育児不安の軽減や安心感のある子育てのために、「すくすく赤ちゃん訪問事業」では、すべての生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に職員が訪問し情報提供をする等、相談・助言を継続的に行っています。</li> </ul>
2. 要支援児童への対応	<ul> <li>保護を要する児童の早期発見と家庭への支援のために、子育て支援センターや「こども家庭あんしんねっと協議会」の充実を図っています。</li> <li>発達の遅れや障害について、乳幼児健診等での早期発見に努めると共に、社会福祉法人への委託やNPO法人との連携により、専門相談や療育体制を充実し自立した社会生活を送れるように支援しています。</li> </ul>
3. 安心して働ける 子育て支援	<ul> <li>就労形態の多様化に対応した短時間保育室の開設や、職場復帰の前提となる育児休業後の保育園への入園予約や、0歳から就学前まで一貫した教育・保育を行う幼保一元化の推進など、仕事と子育ての両立支援の充実を目指した事業の拡充を図ると共に、在宅子育て家庭との連携支援も推進しています。</li> <li>中小企業の人材確保と働きやすい環境づくりをサポートすることを目的とし、ワーク・ライフ・バランス支援事業、融資あっ旋事業を実施しています。</li> </ul>

#### ②基本方針 子どもが明るくのびのび成長できる環境づくり

基本目標	取り組みの成果
1. 子どもの心を育 てる教育の充実	<ul> <li>□品川の教育改革「プラン 21」に基づき、すべての区立小中学校において小中一貫教育を導入しています。その中で、習熟度別学習、ステップアップ学習、市民科や小学校における英語科などの導入により、子ども一人ひとりに適した学び方で学力を伸ばし自らの生き方を拓く力を育てています。また平成 21 年度より区固有教員を任用し、より一層の教育の充実を目指しています。</li> <li>●心身に障害のある児童・生徒だけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症を含めて特別支援を要する児童・生徒に対して、スクールカウンセラー等と協力し適切な教育や指導を推進しています。</li> </ul>
2. 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実	<ul> <li>放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に自由に過ごせる場所として全小学校に開設している「すまいるスクール」は、児童全体の7割以上が登録しており、地域のボランティア、PTA の協力を得ながら多彩な事業を行っています。</li> <li>中高生の活動拠点として児童センターのうち9ヵ所を「ティーンズプラザ」として整備し、スポーツや地域活動への支援を行っています。</li> </ul>
3. 子どもと子育て にやさしい地域 環境の整備	<ul> <li>小学校 PTA が主体で地域住民と協力し、登下校時間帯に合わせて子どもを見守る「83 運動」を実施するなど、地域ぐるみで子どもの安全を確保しています。</li> <li>全児童が「まもるっち」を携帯し、緊急発報時には学校関係者、保護者、地域の協力者および生活安全サポート隊による防犯ネットワークにより、子どもの安全を確保しています。</li> </ul>

#### ③基本方針 子育てと子どもの成長を社会全体が協力し、応援する環境づくり

基本目標	取り組みの成果
1. 地域における子育 て家庭への支援	<ul> <li>区独自の児童手当や子どもすこやか医療費助成等、安心して子育てができるよう経済的な支援を充実し、負担の軽減を図っています。</li> <li>親として必要な情報の提供や、親どうしの交流を図り、親としての成長を手助けし、子育ての精神的な負担を軽減します。また次世代の親として体験する機会を設けるなど、総合的な「親育ち」を支援しています。</li> </ul>
<ol> <li>地域の子育て力 を高める環境づ くり</li> </ol>	<ul> <li>地域の資源を生かして子育て支援拠点を整備するため、商店街の空き店舗を活用して平成18年度に開設された「子育て交流ルーム」の運営を支援しています。</li> <li>区内で2ヵ所目となるファミリー・サポート・センターを平成19年度に開設し、子育ての援助をしてもらいたい方(依頼会員)と援助をしたい方(提供会員)を結ぶ会員制の育児支援ネットワークの拠点を設け、地域の中でお互いが助け合いながら子育てできる環境を支援しています。</li> <li>地域住民や児童センター利用者に働きかけ、子育て支援ボランティアを育成しています。</li> </ul>

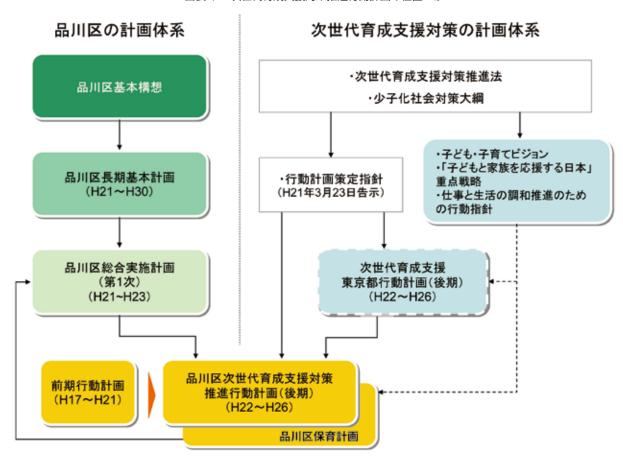
#### 第2章 後期計画が目指すもの

#### (1) 品川区における後期計画の位置づけ

国の「次世代育成支援対策推進法」と、品川区の長期基本計画に基づき、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進行動計画(前期)」を策定しました。すでに平成 21 年までの 5 年間に、次世代育成に関する様々な取り組みがなされています。

今回の後期計画は、前期計画の成果をもとに、さらにこの5年間の環境の変化等も踏まえながら、平成22年~26年の5年間に品川区が取り組む次世代育成支援対策を定めるものです。

品川区では基本構想に基づいた長期基本計画・実施計画を策定しています。これを基礎として、 後期計画を策定します。なお、本計画は児童福祉法第56条の8に基づく「保育計画」を一体的 に内包した計画として位置づけています。



図表 1 次世代育成支援対策推進行動計画の位置づけ

#### (2) 基本理念

# 地域で支えあい 次世代を育む都市 "しながわ"

品川区では、子育ての第一義的な責任は親をはじめとする保護者にあるという基本的認識のもと、すべての子どもの健やかな成長と自立、地域社会への参画を目指し、区に住むすべての世代の支えあいを基礎として地域全体で次世代を育んでいきたいと考えています。

地域という子育で環境を整えることで、親が安心して子どもを産み育てることができ、また、子どもは明るくのびのびと成長して地域の一員として自立し、将来この地域社会に貢献することも期待できます。

この行動計画への取り組みを通して持続的に地域の活性化と発展を実現し、区民のよりよい暮らしにつなげていけるような環境づくりを目指し、積極的な取り組みを進めていきます。

#### (3) 基本的な視点

「地域で支えあい 次世代を育む都市"しながわ"」の実現に向けて取り組むにあたり、以下に示すような5つの基本的な視点から、次世代育成に関する施策に取り組みます。

なお後期計画では、子どもが育ち、自立し、自らが親となるまでを次世代育成の視野に入れ、各事業計画の対象としています $^2$ 。

#### 保育や幼児教育などの子育ち環境が子どもの視点に立った施策展開となるよう充実を図る。

子どもが育つ環境(=子育ち環境)は、親にとって便利であっても、子ども自身が快適・幸せでなければ、本来の趣旨と離れてしまいます。保育・教育などの環境を整えるにあたり、「子どもの最善の利益を基本に、子どものためにどのような施策が必要か」という原点を踏まえて施策を展開します。

# 地域の子育て力を向上させる事業を、区と区民との協働により、地域の各世代の参画と支えあいを基礎として展開する。

地域のあらゆる世代が、次世代育成に参画し、互いに支えあうことによって、地域の子育て力の底上げが実現できます。区が単独で事業を実施するばかりではなく、地域の各世代の参画を得て、区と区民あるいは区民どうしの協働による取り組みを実現します。

<sup>1 「</sup>児童の権利に関する条約」「教育基本法」「次世代育成支援対策推進法」において定められている基本的認識です。

<sup>2</sup> 本文中、「子ども」は0歳から概ね18歳までを、「若者」は中学生から概ね30歳までを指すものとして使います。

#### 乳幼児から青少年への成長の連続性に配慮し、円滑な接続を目指した事業の体系化を図る。

子どもが生まれてから乳児期・幼児期・学童期・青年期と段階を経て成長していく過程には、 切れ目はありません。学校の種別や関わる人々、行政の都合によって支援が断続的になることな く、連続的でスムーズな成長を助ける施策となるように、事業間の連携を強化します。

#### 就労との両立支援と楽しい子育ての実現を目指して、区内事業所の協力を促しワーク・ライフ・ バランスの推進を図る。

性別に関係なく、就労と家庭生活を両立し働きながら楽しく子育てをするためには、子育て環境を整えると同時に、雇用者側の取り組みにより、区民のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の向上を図っていく必要があります。また区は、そのために必要な環境づくりを支援していきます。

#### 都市部の特殊性に配慮し、親としての体験の機会を拡大するなど親育ち支援の充実に取り組む。

品川区のような都市部においては少子化が進行し、また、核家族の割合が多いことなどからも、 子育てに関わる体験が少ないまま親になる人の割合が大きくなっています。このような特性を踏まえながら、親としての自覚を促し「親育ち」を支援する施策を実施していきます。

### 第3章 次世代育成支援の方向

#### (1)後期計画で取り組むべき課題

前期計画の振り返りを踏まえ、後期計画では特に以下の5つの課題に重点的に取り組みます。

#### 1. 子育て世代のライフスタイルや就労形態の多様化に応じ、安心して子育てができる環境づくりを進める。

子育て世代を取り巻く現状としては、核家族世帯の増加や晩婚化・晩産化などライフスタイル の多様化、非正規社員として働く人の増加などが挙げられます。区民一人ひとりの価値観や生活 の状況に合わせて、すべての人が安心して子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。

#### 2. 地域・社会全体の子育て力が向上し、すべての世代が子育てに関わっていくしくみづくりを進める。

すべての区民が子育てに関わり、地域・社会としての子育て力を向上させるために、各世代の 区民の状況に合わせて、一人ひとりが子育て・次世代育成に継続的に参画できるような、関わり やすく魅力的なしくみを整える必要があります。

#### 3.「自ら学び考え生きる力を育む」ことで、社会環境の変化に対応して生きる力を高める。

自立して活躍する次世代を育むためには、これまでにも取り組んできたような子ども・若者の様々な力の向上に加えて、「自ら学び考え生きる力を育む」ことで、これから見込まれる社会環境の急激な変化にも対応できるようにしていくことが不可欠です。

#### 4. 保幼小の連携強化や幼児教育の充実により、小学校への滑らかな接続を図る。

子どもの視点に立って一貫した育ちの環境を作るために、関係機関どうしの連携の強化や幼児 教育の充実により、保育園や幼稚園から小学校への滑らかな接続を図ることが必要です。

#### 5. 特別な支援や保護を要する子どもとその家庭の早期発見や対応の充実を図る。

障害のある子どもや虐待を受けている子どもなど特別な支援や保護を必要とする子どもと、その家庭については、早期に発見し対応できる環境づくりが必要です。そのために、本人や家族からの相談を受けることに加えて、地域ぐるみの見守りのしくみを充実していく必要があります。

#### (2) 基本目標

後期計画では、現在の品川区の状況を踏まえ、今後の目指す方向性として、3つの基本目標を 設定しました。基本目標ごとの基本的な考え方とそれぞれの目標を達成するための施策の方向性 は以下のとおりです。

#### 基本目標①:だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育ての第一義的な責任は親にあるとの認識のもと、主として妊娠から乳幼児期においては、 親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが重要であると考えます。親と子の安 心を確保するための健康づくりや在宅子育ての環境整備、就労との両立支援といった施策を盛り 込んでいます。

#### 基本目標②:すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ちの環境づくり

すべての子どもが次世代を担う人材として自ら育っていくことができる環境の充実が重要です。 学校教育の一層の向上と共に、地域ぐるみで子育ち環境を整備していく施策を盛り込んでいます。

#### 基本目標③:区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

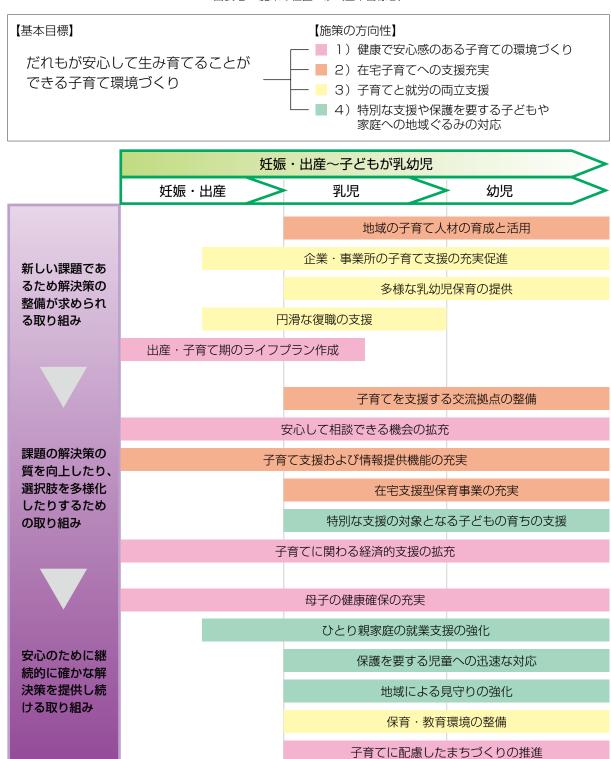
一人ひとりが、様々な人びとと協力し支えあいながら、地域や家庭の中での役割を自覚できる 環境づくりが重要であると考えます。仕事と生活の調和、地域への参画や親の育ちの促進等の施 策を盛り込んでいます。

#### (3) 基本目標ごとの施策体系

#### 基本目標①:だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本目標を達成するため、施策の対象者と課題に対する施策の位置づけを踏まえ、以下のような施策を実施していきます。

図表 2 施策の位置づけ(基本目標①)



#### 1)健康で安心感のある子育ての環境づくり

妊娠期から、出産や育児に関する情報の提供と相談を実施し、子育てに対する不安を解消し、 支援していくことが必要です。主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
母子の健康確保の充実	健康を維持・増進する環境と救急時にも安心できる環境が整い、母子の健康が確保されるよう、  健やか親子支援事業の充実  休日・小児夜間診療の充実を図ります。
安心して相談できる 機会の拡充	だれもが安心して気軽に子育てに関する相談のできる環境がつくられるよう、 <b>すくすく赤ちゃん訪問事業の推進を図ります。</b> このほか、妊娠期・乳児期の支援を目的とした健やか親子支援事業の充実にも取り組みます。
出産・子育て期の ライフプラン作成支援	これから出産・子育てをしようとする親が、将来の見通しを立て、 安心して親としての生活をスタートできるよう ■子育て相談の充実(子育てプランの作成支援)を図ります。
子育てに関わる 経済的支援の拡充	家庭の経済的な事情によって子育ちの環境に著しい違いが出ることを避け、だれもが安心して子育てに取り組めるよう、 ■各種助成事業の円滑な運用(子どもすこやか医療費助成事業、 私立幼稚園入園料・保育料助成、認証保育所保育料助成)を図ります。
子育てに配慮した まちづくりの推進	子ども自身はもとより親にとっても暮らしやすい生活環境が整うよう、  ■すべての人にやさしいまちづくりの推進を図ります。  このほか、側溝の段差解消、歩道の平坦化などの道路バリアフリー 事業の推進にも取り組みます。

施策の実施状況を 代表する指標

健康診断受診率の推移、すくすく赤ちゃん訪問率

#### 2) 在宅子育てへの支援充実

子育てにおける様々な悩みの解消のために、区では乳幼児施設や地域の人材を活用した在宅子育て支援を行っています。

こうした取り組みを今後も推進し、親が困った時にすぐに手助けできるような地域の中のきめ 細やかな支援体制を整備していくことが求められます。主な施策として以下のような取り組みを 推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
子育てを支援する 交流拠点の整備	だれもが子育てを支援する交流拠点にアクセスしやすくなるよう、 ■地域子育て支援センター等の拡充(キッズ館やぷりすくーる西 五反田の運営など)を図ります。
子育て支援および 情報提供機能の充実	だれもが子育て支援に関する情報を入手でき、必要な支援を利用できるような環境づくりに向けて、 ■チャイルドステーション³事業の充実を図ります。
在宅支援型保育事業 の充実	在宅での子育てを選択したい親が安心して子育てに取り組めるよう、 ■生活支援型一時保育 (オアシスルームの運営) の充実を図ります。
地域の子育て人材の育成と活用	地域で子育てを応援する環境づくりの基盤として、地域で多様な子育で人材が活躍できるよう、  『子育で支援ボランティア等の育成  『ファミリー・サポート事業の推進を図ります。  子育で支援ボランティア等の育成の具体的内容としては、子育でサポーター養成講座、地域ボランティア育成講座、だっこボランティア養成講座などを行います。また、ファミリー・サポート事業においては、ファミリー・サポート・センターの運営、提供会員の養成・拡充などに取り組みます。

施策の実施状況を 代表する指標 交流拠点数と利用者数、ファミリー・サポート・センターの提供会 員数と活動件数

<sup>3</sup> チャイルドステーションとは、地域の子育てを支援する保育園、幼稚園、児童センターの愛称です。授乳やおむつ交換などに利用できるほか、育児相談や子育てイベントなど多様な事業で子育てを支援する品川区独自の事業です。

#### 3) 子育てと就労の両立支援

企業・事業所における取り組みの促進をはじめ、就労を希望する人が子育てと両立できるよう 支援していく必要があります。主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
保育・教育環境の整備	区民のニーズに照らして適正な保育・教育環境が整備されるよう、  幼児教育の充実のための幼保一体施設等の施設整備  定員拡大のための施設整備(待機児童解消)  認証保育所の開設支援を図ります。  このほか、すまいるスクールの充実を推進します。
多様な乳幼児保育の 提供	親の働き方や子どもの実態に応じた保育が選択できるよう、 <ul><li>短時間就労対応型保育事業の充実</li><li>認証保育所の運営支援</li><li>特別保育事業(延長・夜間、休日、病児・病後児保育等)の充実</li><li>幼稚園の預かり保育の拡充を図ります。</li></ul>
企業・事業所の 子育て支援の充実促進	企業・事業所が子育て支援に取り組みやすくなり、親が子育てと就労を両立しやすくなるよう、 ■事業所内育児施設の整備支援 ■地域産業の人材確保・育成支援(ワーク・ライフ・バランス推進企業支援資金のあっ旋、セミナーの開催・コンサルタント費用の助成)を図ります。
円滑な復職の支援	円滑に復職できる環境が整い、働いている親が将来を見通して育児 休業などを利用できるよう、 ■子育て相談の充実(子育てプランの作成、保育園の入園予約) を図ります。

施策の実施状況を \_\_\_ 代表する指標

保育園待機児童数、ワーク・ライフ・バランス導入企業支援数

#### 4) 特別な支援や保護を要する子どもや家庭への地域ぐるみの対応

保護を要する児童への対応については、子育て支援センター等を中心に各種の相談を受けると 共に、「こども家庭あんしんねっと協議会」で対応しています。あわせて特別な支援を必要とす る児童を地域で支え育む環境の一層の充実を図るため、主な施策として以下のような取り組みを 推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
特別な支援の 対象となる子どもの 育ちの支援	すべての子どもが健やかに育つ環境づくりがなされるよう、 ■子ども発達支援事業等の整備(早期発見、早期支援による療育 事業の充実、発達・発育に関する相談体制や拠点の整備、発達 障害児を対象とした思春期支援事業の実施)を図ります。 このほか、特別支援学級における教育活動の充実も推進します。
保護を要する児童へ の迅速な対応	保護を要する児童が地域の中で迅速に守られる環境づくりがなさ れるよう、
地域による見守りの強化	■子ども家庭支援センターの拡充 ■こども家庭あんしんねっと協議会の運営充実(子ども虐待防止 対応マニュアルの改訂含む)を図ります。
ひとり親家庭の就業支援の強化	ひとり親家庭が安定した子育ての基盤を得られるよう、 ■就労支援の強化(ひとり親家庭自立支援助成事業や母子自立支 援プログラム策定事業の推進、ファミリー・サポート事業の優 先利用)を図ります。

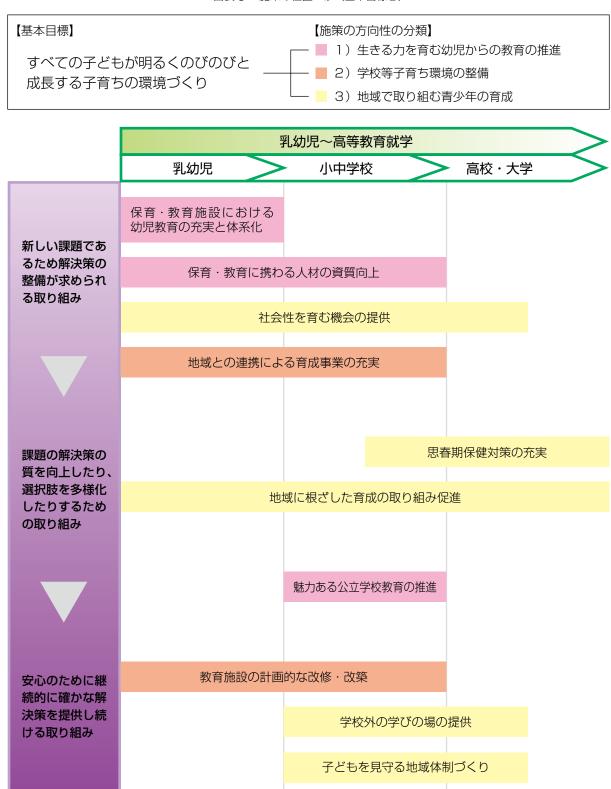
施策の実施状況を 代表する指標

児童デイサービス利用者数、就学相談件数

#### 基本目標②:すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ちの環境づくり

基本目標を達成するため、施策の対象者と課題に対する施策の位置づけを踏まえ、以下のような施策を実施していきます。

図表 3 施策の位置づけ(基本目標②)



#### 1) 生きる力を育む幼児からの教育の推進

子どもの育ちの段階に応じて、一貫して学び育つ環境をつくるためには、幼児期から学齢期まで連携した教育の推進が必要です。品川区ではこれまでに小中一貫教育や保幼小連携の充実などに取り組んできており、こうした取り組みを引き続き推進していくことが求められます。

また、外国人登録者数の増加など、国際理解の必要性が高まっており、今後はこれまで以上にコミュニケーション力を育む環境を整えていくことが求められます。主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
保育・教育施設に おける幼児教育の 充実と体系化	子どもが、将来にわたる一貫した育ちの基礎を得られるよう、 <ul><li>就学前教育の推進</li><li>小学校施設を活用した保育の実施等を図ります。</li></ul> <li>この施策の具体的内容としては、保育園・幼稚園の保育教育内容の向上、保幼小交流事業の充実、幼保一体施設の整備などがあります。</li>
魅力ある公立学校教育 の推進(特色ある学 校教育の実践)	子育ち環境の基本となる学校教育の魅力が高まるよう、  小中一貫教育の推進(教材の充実、市民科や小学校英語科の充実、 ステップアップ学習など)を図ります。  このほか、スチューデントシティ・ファイナンスパークの充実など、 特色ある学校教育の実践や、実体験の機会の提供を進めていきます。
保育・教育に携わる 人材の資質向上	子育ち環境を支える基盤は保育・教育に携わる人材です。 人材の資質が向上し、品川の保育·教育施設の質的向上が図れるよう、 区固有教員の採用 就学前教育の推進(保育者の保育教育力の向上)を図ります。

施策の実施状況を 代表する指標

保幼小交流事業実績

#### 2) 学校等子育ち環境の整備

学校内の環境や放課後に子どもが過ごす居場所づくりは、教育と共に子育ちにとって重要です。 品川区では全国に先駆けて放課後子どもプランとしてすまいるスクール事業を実施しており、希望するすべての子どもが登録・利用できます。その他、主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
教育施設の計画的な 改修・改築	子どもが学び育つ環境の実現を目指し、子ども自身や親の安心が高まるよう、  小・中学校の改築(小中一貫校の建設、耐震化・老朽化に伴う改修・改築など)による安全・安心な施設づくりを図ります。
地域との連携による 育成事業の充実	学校と地域との連携を促進し、子どもが学びの環境を多様な選択肢から選ぶことができるよう、 ■すまいるスクールの充実を図ります。 なお、施策の推進にあたっては、区民および地域団体等との協働を基礎とします。

施策の実施状況を 代表する指標

すまいるスクール登録者数

#### 3) 地域で取り組む青少年の育成

地域の異年齢集団の中での様々な経験を通して、青少年が地域社会における役割や責任を自覚できるように、より一層の社会参加や活動の場の提供が求められます。主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
社会性を育む機会の 提供	子どもが日常の学びの中でより豊かな社会性を育むことができるよう、 <ul><li>地域に学ぶ学習の充実を図ります。</li></ul> <li>具体的には、地域の社会資源を活用したものづくり教育の実施等地域との連携強化、公開授業の充実などを推進します。</li>
子どもを見守る 地域体制づくり	子ども自身の安全に対する意識を高めると共に、地域に見守られているという安心感を持てるよう、 <b>子どもを見守る地域ネットワークの拡充を図ります。</b> 具体的には、近隣セキュリティシステムの運営、83 運動の推進などに取り組みます。 このほか、「携帯電話しながわアクション」をはじめ、情報化社会に対応するための取り組みを、家庭・学校・地域が、企業と協力して進めてまいります。
地域に根ざした育成 の取り組み促進	地域での健全育成によって、青少年が自らの役割を見出し、帰属意識を高めることができるよう、 ■ティーンズプラザの充実や、地域での青少年育成事業の充実を 図ります。
学校外の学びの場の	子どもが地域においても、日常の育ちの中で学べる機会が増えるよう、 <ul><li>体験型育成事業の実施</li><li>子ども読書活動の推進を図ります。</li></ul>
思春期保健対策の充実	思春期の子どもが、こころとからだの両面において健やかに成長できるよう、 <b>思春期のこころとからだの健康づくりの充実を図ります。</b> 具体的には、思春期のこころの相談や思春期教室の充実などを推進します。

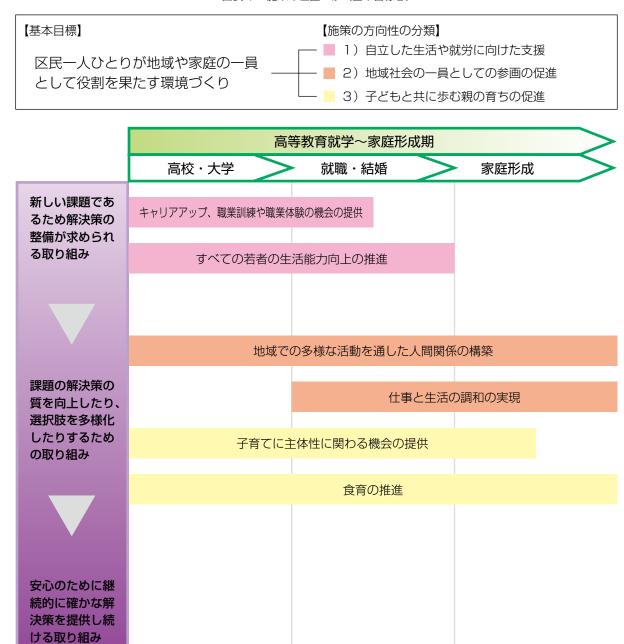
施策の実施状況を \_\_代表する指標

児童センター・ティーンズプラザ利用者数

#### 基本目標③:区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

基本目標を達成するため、施策の対象者と課題に対する施策の位置づけを踏まえ、以下のような施策を実施していきます。

図表 4 施策の位置づけ(基本目標③)



#### 1) 自立した生活や就労に向けた支援

社会環境の変化が激しくなる中で、個人が自立した生活を実現していくためには、実践的な知識と実体験を持つ機会が必要です。

品川区では独自の小中学校のカリキュラムとして「市民科」を実施していますが、義務教育終 了後もさらに生きる力を高めることができる機会を拡充していくことが求められます。主な施策 として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
キャリアアップ、 職業訓練や職業体験 の機会の提供	自立に向けて自らの力を高めたり、区内の企業・事業所等への就労の機会を得られるよう、  ・ものづくり次世代人材育成支援を図ります。 この施策の具体的内容としては、都立産業技術高等専門学校・区内企業と連携したものづくり教室の推進、産業技術大学院大学と連携したセミナーの推進などがあります。
すべての若者の 生活能力向上の推進	すべての若者が、自ら生活を成り立たせていく能力を高められるよう、生活能力向上の推進を重要な取り組みと認識し、可能なものから順次実施していきます。

施策の実施状況を 代表する指標

職場体験機会の設定状況

#### 2) 地域社会の一員としての参画の促進

すべての若者が、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や 地域においても、多様な生き方ができる調和の取れた生活の実現が重要です。

また、地域社会の一員としての責任感を育むために、地域の活動に参画する機会を拡充することが必要です。主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
地域での多様な活動 を通した人間関係の 構築	地域の一員として参画していくためには、まず地域と関わる多様な機会が提供されることが必要です。 すべての若者が地域での活動を通してそれぞれに人間関係を構築できるよう、後期計画では、少年少女スポーツの普及、地域スポーツ活動の充実(スポ・レク運営組織の充実、地域スポーツクラブの新設)、文化学習施設の利用促進に取り組みます。
仕事と生活の調和の実現	すべての若者が家庭や地域においても多様な生き方ができるようにするためには、仕事と自らの生活との調和の実現が必要です。 ■ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進(啓発紙の作成、啓発講座の実施)を図ります。

施策の実施状況を 代表する指標

校庭開放への参加者数

#### 3) 子どもと共に歩む親の育ちの促進

特に都市部においては、生活スタイルの変化により若者が家庭や地域で子育てに接する機会が 少なくなっています。子育てをはじめた保護者に加え、自らが将来親になった際に楽しく子育て に取り組めるよう、若者にも子どもや子育てに興味を持ち、子育ての知識や体験を得る機会を提 供することが必要です。

なお、親が子育てに深い愛情を持って主体的に関わることが、乳幼児の育ちにとっても大切な 要素であり、また子育ての知識や体験を得る機会の提供が、豊かな子育ち環境づくりにとっても 有効です。主な施策として以下のような取り組みを推進していきます。

主な施策	具体的な取り組み
子育てに主体的に 関わる機会の提供	子育てに対する関心を高める機会を得られるよう、 ■親育ちサポート事業の充実を図ります。 具体的には、若者が子どもや子育てに関心を持つための中高大学生子育て体験ワークショップや次世代育成大学出張セミナーを充実します。また、親育ちワークショップや父親の子育て参加促進講座のほか、保育園に子どもを預けている保護者に対して一日保育士体験を実施し、子どもの姿を客観的に見て、接し方を学ぶ機会の拡充に取り組みます。
食育の推進	自分と家族の健康づくりのために必要な知識を得られるよう、 <b>食育を通じた健康づくりの推進を図ります。</b> このほか、保育園保護者の給食体験や食育保護者会、保育園 PTA との連携事業の充実を内容とする『家族いっしょに朝ごはん』運動についても推進していきます。

施策の実施状況を 代表する指標

親育ち事業参加者数

#### 第4章 計画の推進方法

次世代育成支援を取り巻く社会環境は、今後さらに大きく、また急激に変化していくことが予想されます。計画の内容を円滑に、かつ効果的に実施すると共に、社会環境の変化に柔軟に対応していくため、以下の3つの点に留意して計画を推進していきます。

#### 1. 社会環境の急速な変化に対応できるよう、進捗を管理し、事業を調整していく。

前期計画策定時点から現在までの間に、次世代育成支援に関わる社会環境は変化し続けています。こうした環境変化は今後もこれまで以上に大きく、かつ急速に進展することが見込まれます。 従って、この計画の計画期間は5年間ですが、こうした社会環境の変化に柔軟に対応していくため、事業の進捗を的確に管理し、計画期間の途中であっても必要に応じて事業を見直し、社会環境にあったものにしていく必要があります。

そこで、各事業の数値目標は、「品川区総合実施計画」の設定事業量を参照し、環境変化に応じた本計画の見直しに対応してまいります。なお、特に留意すべき項目として、以下の3項目について例示しました。

なお、各事業の進捗状況は、庁内連絡会議において継続的に実施状況を把握・分析し、次世代育成支援対策推進協議会へ報告します。協議会は実施状況を確認し、その意見を踏まえ、必要に応じて庁内連絡会議が計画を見直すこととします。

#### <特に留意すべき項目>

#### 基本目標①:だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育て環境の充実面では、平成 20 年 9 月に実施した需要調査における認可保育園の保育 ニーズ 34%の達成を目標として、待機児童の解消に努めてまいります。(平成 21 年 4 月 1 日 現在 30%:在園児童/0~5歳人口) \*認可保育園の保育ニーズ = 在園および入園希望者数/0~5歳人口

#### 基本目標②:すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ちの環境づくり

子育ち環境の充実面では、放課後子どもプランとして全小学校で展開しているすまいるスクール事業の登録者率 80%弱の水準を維持すると共に地域と学校の連携強化を促進します。 (平成 21 年 3 月 31 日現在 73%)

#### 基本目標③:区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

親育ち支援の充実面では、児童生徒を対象とした乳幼児の保育体験や大学生を対象とした子育て体験など実体験の機会を提供すると共に、保育園保護者を対象として子育ての楽しさとあらたな気づきを支援する一日保育士体験への在園中の参加率80%を目標にして取り組んでまいります。(平成22年度新規事業)

#### 2. 計画の推進を通して、子どもの育成段階における新たな課題の発見に努める。

この計画に掲げる施策を推進する中で、新たな課題が明らかになることも考えられます。新しい課題を早期に発見し、対応策を検討して発展的に実施していくことで、品川区における子育ちの環境をより良いものにすることが可能となります。

具体的には、協議会では、事業の実施状況の確認と併せて新たな課題の把握と整理も行い、庁 内連絡会議における検討に反映していきます。

#### 3. すべての施策について、庁内連携および地域内の協働を重視して推進する。

施策体系に掲げたとおり、次世代育成を取り巻く環境づくりは、保育、教育、医療、福祉といった子育ち・子育てに関する分野だけでなくあらゆる分野が関わるものです。それぞれの分野で取り組みを進めることも必要ですが、異なる分野が互いに連携することで、取り組みの効果や効率を高めることが期待されます。

したがって、庁内連絡会議による関係課間の情報共有と調整を重視すると共に、次世代育成支援対策推進協議会を中心に、地域内外の様々な区民や団体との協働、さらには区民どうしの協働の促進を重視して計画を推進していきます。

計画の推進方法をまとめると以下のとおりです。

学校、地域、ボランティア・NPO団体、企業 親、家庭 全ての子ども 事業の 参画. 計画の警及、 実施状況の把握 新たな課題の把握 推進 推進 品川区 品川区次世代育成支援 実施状況の 庁内連絡会議(定期的に開催) 報告 対策推進協議会 事業の実施状況の把握・分析必要に応じた計画の見直し 計画の実施状況の確認 見直し案 新たな課題の整理 の提案 計画に沿った 必要に応じた 事業の実施 見直し 次世代育成支援対策推進行動計画(後期) 地域で支えあい 次世代を育む都市 "しながわ" の実現に向けた施策体系

図表 5 計画の推進方法

# 資

# 料 編

#### 【資料編 1】子どもと家庭を取り巻く品川の現状

#### (1) 人口と出生の現状

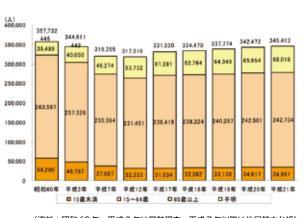
#### ①人口

品川区の人口は、昭和 62 年から平成 12 年にかけて、減少傾向にありましたが、平成 12 年 を底として増加傾向に転じており、平成21年1月1日現在、345.413人となっています。

年齢3区分別に見ると、15歳未満の年少人口は34,661人で、これは総人口の10.0%にあた ります。平成 17 年以降、その割合は上昇傾向にあるものの、昭和 62 年と比べると、大幅に低 い値となっています。

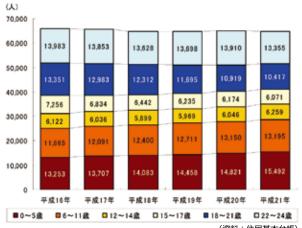
また、25歳未満の青少年の内訳を見ると、15~24歳の人口は、横ばいまたは微減傾向、15 歳未満の人口はいずれも微増傾向となっています。

図表6 年齢3区分別人口の推移



(資料:昭和60年、平成2年は国勢調査、平成7年以降は住民基本台帳)

図表 7 青少年の人口の推移



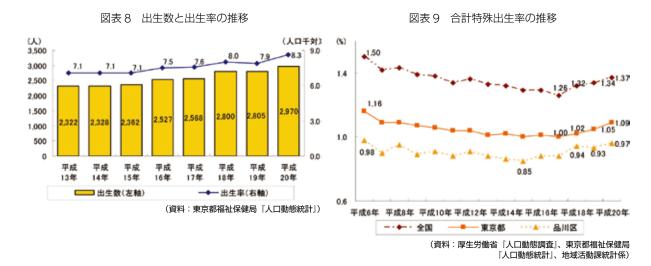
#### (資料:住民基本台帳)

#### ②出生数・出生率4

出生数は、平成13年以降、微増を続けており、平成20年には、2.970人となりました。出生率も、 平成 16 年頃から回復の兆しを見せており、平成 20 年には、8.3 となりました。

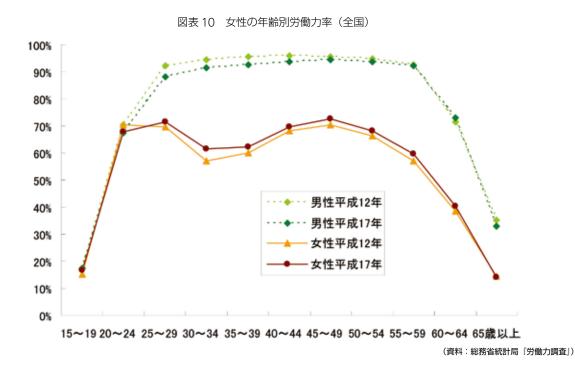
合計特殊出生率についても、平成 15年の 0.85 を底として、回復傾向にあり、平成 20年に は 0.97 となりました。しかし、全国平均・東京都平均と比べるとまだ低い状態で推移しています。

<sup>4</sup> 出生率とは、人口千人あたりの出生数の割合を意味し、「その年の出生数(人)」÷「その年の人口(千人)」で算出されます。 一方、合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を指し、年齢別の出生率を加味して算出されます。



#### ③女性の労働力率

全国的な女性の労働力率を年齢別に見ると、いまだ結婚・出産のために仕事を辞める人が多い ため、30~39歳の女性の労働力率は低水準にあり、グラフが M 字型になっています。しかし 平成 12 年から平成 17 年の間に、それらの年代の女性の労働力率はわずかに上昇しました。



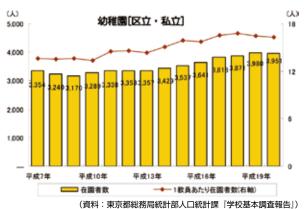
# 資 料

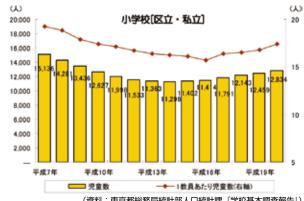
編

#### ④幼稚園、小中学校および高校の 在園者・児童・生徒数

小学校の児童数・中学校・高等学校の生徒数は、平成7年以降、減少傾向にありましたが、 平成 14 年を境に、小学校の児童数は微増に転じました。一方、幼稚園の在園者数は、平成 9 年 以降ほぼ一貫して増加傾向にあります。





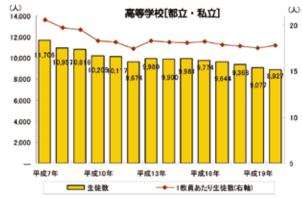


(資料:東京都総務局統計部人口統計課『学校基本調査報告』)





(資料:東京都総務局統計部人口統計課『学校基本調査報告』)



(資料:東京都総務局統計部人口統計課『学校基本調査報告』)

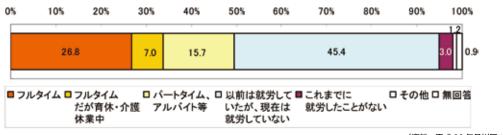
# 資料編

#### (2) 子育て支援の現状

#### ①保育事業の現状

平成21年4月1日現在、品川区における認可保育園の定員数は、4,314人(3歳未満1,830人、3歳以上2,484人)です。これに、認証保育所や幼稚園を加えた定員数を6歳未満の人口で除した施設充足率は57.2%となっています。一方、母親の就労状況についてみると、品川区の6歳未満の子を持つ母親の49.5%が就労しています。そのうち約3分の2はフルタイムで働いています。

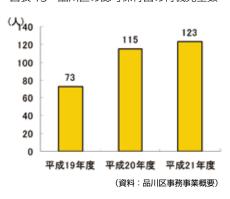
図表 12 6 歳未満の子を持つ母親の就労状況



(資料:平成20年品川区ニーズ調査)

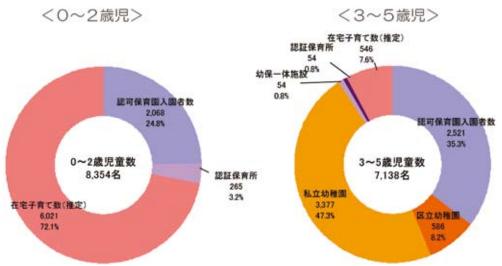
上記のような現状を受けて、品川区で認可保育園の入園ができず、待機児童となっている各年度4月1日現在の児童数は、平成19年以降、年々増加しており、平成21年度には123人となっています。

図表 13 品川区の認可保育園の待機児童数



## ②在宅子育ての現状

品川区の就学前の子どもを持つ家庭において、在宅で育てられている子どもの割合は、0~2歳児では全体の約72.1%(約6千人)、3~5歳児では全体の約7.6%(約550人)と推定されます。



図表 14 品川区における子育ての場所別に見た児童数

(資料:平成 21 年度当初時点の通常保育の利用者数(入園数)の実績値をもとに推定)

料

# 資料

編

#### (3) 子どもが学び育つ環境の現状

#### ①学び育ちの環境

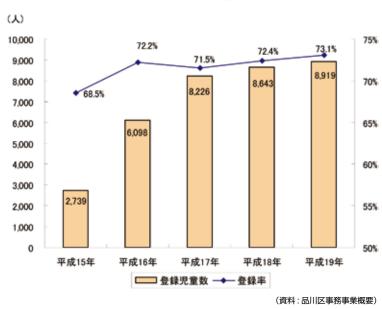
品川区では、子どもたちの主体性や適応性、実行性などの資質を育てるために、区独自の「市民科」カリキュラムを作成し、小中学校で学習を実施しています。また、平成 18 年度に開校した品川区立小中一貫校日野学園をはじめ、区立全小中学校で 9 年間を通したカリキュラムに基づく小中一貫教育を実施しています。

図表 15 小中一貫教育の推進



確かな学力の定着
基礎・基本/学ぶ意欲
豊かな社会性・
人間性の育成/
市民科
人間関係/規範意識
一人ひとりの発達
段階を踏まえた
指導の充実

品川区内の全小学校では現在、放課後や土曜日、長期休業日等に、学校施設を利用した「すまいるスクール」で学校の授業と連動した学習や、地域のボランティアの協力による英会話やパソコンなどの教室などを実施しています。希望するすべての子どもが「すまいるスクール」を利用することができるようになっています。



図表 16 品川区「すまいるスクール」登録児童数・登録率

品川区では教育相談の窓口として、教育委員会で「心のフリーダイヤル」と品川区教育相談センターでの教育相談を実施しています。また、教育に限らずより幅広い問題を扱う機関としては、保健センターに「こころの健康相談窓口」を設けています。

また、子どもの健康な体を育てるための取り組みとして、親子の絆を深める観点から、区立保育園・幼稚園では PTA を主体とした「家族そろって朝ごはん運動」などの PTA 連携事業を実施しています。

料

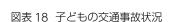
#### ②子どもの安全・安心を取り巻く環境

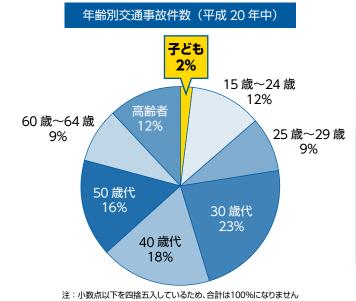
品川区の母子保健事業における各種健診は年度により多少変動はあるものの、概ね受診率が8割を超えており、定着しています。また、発達障害の早期発見・支援の観点から、保育園、幼稚園等の保育の中で保育者が適切に対応し、発達障害と思われる児童を保健センターや児童学園での適切な支援につなげていく取り組みを進めていく方針です。

100.0% 97.6% 96.8% 96.4% 4ヶ月児乳児 健康診査 91.6% 92.4% 1歳6ヶ月児 健康診査 90.0% 3歳児健康 88,2% ♦ 88.7% 絵香 87.6% 87.6% 80.0% 平成18年 平成20年 平成19年 (資料:品川区事務事業概要)

図表 17 各種健診の受診率

一方、子どもの交通安全についてみると、子ども(幼児・小中学生)の交通事故は全体の2%であり、子どもの人口比率からすると比較的低くなっています。特に品川区の場合、交通事故発生件数は都内総件数の1.3%(都内自治体の27位)と低くなっています。また、品川区内の交通事故件数・死傷者数は平成12年をピークに減少しています。





	平成 20 年中の品川区 内の子どもの事故	平成 20 年中の都内の 子どもの事故
発生件数	53 件 (都内第 27 位)	4,020 件
死 者	0人	8人
重傷者	1人	43人
軽傷者	64人	4,904 人

(資料:警視庁ホームページより)

資料 編

最後に、防犯の取り組みの現状について見ると、品川区では地域との連携、ITの活用による「近隣セキュリティシステム」を導入しています。「近隣セキュリティシステム」の端末である「まもるっち」の利用により平成 21 年 3 月時点で、41 件の事件を未然に防いでいます。また、PTA が主体となって登下校時に屋外に出て子どもを見守る「83 運動」を行っています。



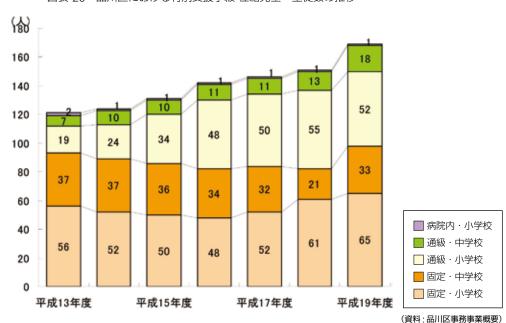
図表 19 近隣セキュリティシステムの概要

#### (4) 特別な支援や保護を要する子どもの自立に向けた支援の現状

#### ①特別な支援を要する児童への対応の充実 (スクールカウンセラーの配置など)

品川区では現在、児童・生徒の発達に合わせて特別支援学級等で適切な教育が受けられるよう、 就学相談を行っています。また、小中一貫特別支援教育を実施し、福祉や保健分野等との連携を 図っています。特別支援学級の受け入れ人数は、増加傾向にあります。

また、LD や ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒一人ひとりのニーズに合わせた教育を行うため、専門家の巡回相談を実施すると共にスクールカウンセラーを倍増しています。また、特別支援教育コーディネーター研修会も実施しています。



図表 20 品川区における特別支援学級 在籍児童・生徒数の推移

#### ②保護を要する児童への対応体制の整備

児童虐待などから子どもを守るため、品川区こども家庭あんしんねっと協議会(要保護児童対策地域協議会 )を組織し、地域における支援ネットワークを形成して、保護を要する児童や問題を抱えた家族の見守り・相談を行っています。

## 【資料編 2】後期計画で実施する主な事業の一覧

#### 基本目標①: だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

● 後期計画で重点事業とするもの

施策の方向性	主 な 施 策		<u>的 な 取 り 組 み 計 画 内 容</u>	実 施 課
健康で安心感のある子育ての環境づくり		● 健やか親子支援事業の充実	妊娠期・乳児期支援の充実	保健センター、保育課
		● 休日・小児夜間診療の充実	休日・小児夜間診療の充実	健康課
		○ すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実	保健センター、子育て支援課
		• - / - / - / /		
	安心して相談できる機会の拡充 一	● すくすく赤ちゃん訪問事業の推進(再掲)	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実	保健センター、子育て支援課
		□ (	妊娠期・乳児期支援の充実	保健センター、保育課
	出産・子育て期のライフプラン作成支援	● 子育て相談の充実	子育てプランの作成支援	保育課
	子育てに関わる経済的支援の拡充	● 各種助成事業の円滑な運用	子どもすこやか医療費助成事業の推進 私立幼稚園入園料・保育料助成、認証保育所保育料助成	子育て支援課 保育課
	子育てに配慮したまちづくりの推進	────────────────────────────────────	駅のバリアフリー化	都市計画課
	」月にに思思したようラくりの推進			道路公園課
		└────────────────────────────────────	側溝の段差解消、歩道の平坦化	追給公園誌
E宅子育てへの支援充実	子育てを支援する交流拠点の整備	○ 地域子育て支援センター等の拡充	キッズ館やぶりすく一るの運営	子育て支援課、保育課
	子育て支援および情報提供機能の充実	● チャイルドステーション事業の充実	保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実	子育て支援課、保育課
				(n-1m
	在宅支援型保育事業の充実	● 生活支援型一時保育の充実	オアシスルームの運営	保育課、子育て支援課
	地域の子育て人材の育成と活用	○ 子育て支援ボランティア等の育成	子育てサポーター養成講座の開催、地域ボランティア育成講座の充実 だっこボランティア養成講座の充実	子育て支援課、保育課
		● ファミリー・サポート事業の推進	ファミリー・サポートセンターの運営、提供会員の養成・拡充	子育て支援課
育てと就労の両立支援			幼保一体施設の整備	保育課
	3.10 3.10 1.10 2 = 3.10	● 定員拡大のための施設整備(待機児童解消)	既存施設を活用した定員の拡大	保育課
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	新規施設開設の助成	保育課
		○ すまいるスクールの充実	すまいるスクールの充実、区民および地域団体等との恊働	庶務課
	多様な乳幼児保育の提供	● 短時間就労対応型保育事業の充実	開設	保育課
		○ 認証保育所の運営支援(再掲)	既存施設運営の支援	保育課
		● 特別保育事業	延長・夜間、休日、病児・病後児保育等の実施	保育課
		● 幼稚園の預かり保育の拡充		保育課
	企業・事業所の子育て支援の充実促進	● 事業所内育児施設の整備支援	施設設置に要する設備資金助成、ベビーシッター経費の助成	ものづくり・経営支援課
	EX PANISTI CAMADAGE	○ 地域産業の人材確保・育成支援	ワーク・ライフ・バランス推進企業支援資金のあっ旋、 セミナーの開催・コンサルタント費用の助成	ものづくり・経営支援課
	一一 円滑な復職の支援 一	○ 子育て相談の充実 (再掲)	保育園の入園予約	保育課
別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域ぐるみの対応	特別支援の対象となる子どもの育ちの支援 一	子ども発達支援事業等の整備	早期発見、早期支援による療育事業の充実、発達・発育に関する相談 体制や拠点の整備、発達障害児を対象とした思春期支援事業の実施	障害者福祉課、保健センター
		トラス 特別支援学級における教育活動の充実	特別支援学級における教育活動の充実	指導課
	保護を要する児童への迅速な対応 ―		子ども家庭支援センターの増設	子育て支援課
		● こども家庭あんしんねっと協議会の運営充実	協議会の運営充実、子ども虐待防止対応マニュアルの改訂	子育て支援課
	地域による見守りの強化	● ここの水にの1010月2日加政内が圧白ル大	*************************************	1 10 CV IXIM
	□ ひとり親家庭の就業支援の強化 − − − − − − − − − − − − − − − − − − −	 ○ 就労支援の強化	ひとり親家庭自立支援助成事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業	子育て支援課

施 策 の 方 向 性	<b>** ** ** **</b> ** ** ** ** ** ** ** ** **	具体的な取り組み		
施 束 の 万 向 性	主な施策	全体計画	計画内容	─ 実施課
生きる力を育む幼児からの教育の推進	保育・教育施設における幼児教育の充実と体系化 ――	● 就学前教育の推進	保育園・幼稚園の保育教育内容の向上、保幼小交流事業の充実 幼保一体施設の整備(再掲)	保育課
		○ 小学校施設を活用した保育		保育課、庶務課
	魅力ある公立学校教育の推進 (特色ある学校教育の実践)	● 小中一貫教育の推進	教材の充実、市民科や小学校英語科の充実、ステップアップ学習・ 習熟度別学習の充実、保幼小連携の充実、教職員研修の充実	指導課
		特色ある学校教育の実践	スチューデントシティ・ファイナンスパーク等の充実、実体験の推進	指導課
	/// /////////////////////////////////		다마+#무자ゼロ	14/2==m
	保育・教育に携わる人材の資質向上 ————————————————————————————————————	○ 区固有教員の採用 ○ 就学前教育の推進(再掲)	区固有教員の採用   保育者の保育教育力の向上   保育者の保育教育力の向上   保育者の保育教育力の向上   保育者の保育教育力の向上   保育者の保育教育力の向上   保育者の保育教育   保育者の保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保育を保	指導課 保育課
			からこのからおらりの心工	WHIM
<b>校等子育ち環境の整備</b>	教育施設の計画的な改修・改築	○ 小・中学校の改築による安全・安心な施設づくり	小中一貫校の建設、耐震化・老朽化に伴う改修・改築	庶務課、学務課、指導課
	地域との連携による育成事業の充実	● すまいるスクールの充実 (再掲)	すまいるスクールの充実、区民および地域団体等との恊働	庶務課
地域で取り組む青少年の育成	社会性を育む機会の提供	○ 地域に学ぶ学習内容の充実	地域との連携強化、公開授業の充実、地域に学ぶ授業の強化	指導課
	子どもを見守る地域体制づくり	● 子どもを見守る地域ネットワークの拡充	近隣セキュリティシステムの運営、83 運動の推進 こども 110 ばんの家の推進	地域活動課、庶務課
	地域に根ざした育成の取り組み推進		事業内容の充実	子育て支援課
		し 地域での青少年育成事業の充実	青少年問題協議会・青少年対策地区委員会活動の充実	地域活動課、青少年育成
	学校外の学びの場の提供	→ 体験型育成事業		青少年育成課
		○ 子ども読書活動の推進	ブックスタート事業の推進、読み聞かせ地域ボランティアの育成、 しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進、 児童スペースの環境整備	品川図書館
	思春期保健対策の充実	○ 思春期のこころとからだの健康づくりの充実	思春期のこころの相談の充実、思春期教室の充実	保健ヤンター

#### 基本目標③:区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	↑ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	具体的な取り組み		45 -m
施 策 の 方 向 性	主 な 施 策	全 体 計 画	計 画 内 容	実施課
1) 自立した生活や就労に向けた支援	キャリアアップ、職業訓練や職業体験の機会の提供 -	○ ものづくり次世代人材育成支援	都立産業技術高等専門学校・区内企業と連携したものづくり教室の推進、 産業技術大学院大学と連携したセミナーの推進	ものづくり・経営支援課
	すべての若者の生活能力向上の推進			
2)地域社会の一員としての参画の促進	地域での多様な活動を通した人間関係の構築 -	● 地域スポーツ活動の充実	少年少女スポーツ活動の推進、スポ・レク運営組織の充実、 地域スポーツクラブの新設	青少年育成課、庶務課、 文化スポーツ振興課
		○ 文化学習施設の利用促進	五反田文化センター・図書館の改築、区民活動交流施設の開設	文化スポーツ振興課
	仕事と生活の調和の実現 -	○ ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進	啓発紙の作成、啓発講座の実施	人権啓発課ほか各事業の実施主体
3)子どもと共に歩む親の育ちの促進	子育てに主体的に関わる機会の提供	● 親育ちサポート事業の充実	中高大学生子育て体験ワークショップの充実、 次世代育成大学出張セミナー、親育ちワークショップの充実、 父親の子育て参加促進講座の充実、一日保育士体験	子育て支援課
	食育の推進	<ul><li>── ○ 食育を通じた健康づくりの推進</li></ul>	各種教室の充実、区民への啓発	保健センター・子育て支援課
		○ 「家族といっしょに朝ごはん」運動の推進	保育園保護者の給食体験、食育保護者会、保育園 PTA との連携事業の充実	保育課

資

料

## 【資料編 3】協議会審議経過

### (1) 品川区次世代育成支援対策推進協議会(第3期)委員名簿

	氏 名	選出区分
会 長	河津 英彦	学識経験者
副会長	ヨシダ マサユキ 吉田 正幸	学識経験者
委 員	渡辺 幸子	児童委員
委 員	ァサ ノ ユウ <b>浅野 優</b>	医療機関関係者
委 員	アリマー ナルミ 有馬 成美	青少年委員
委 員	豊島・呈次	教育関係者
委 員	<sup>オクダ</sup> デルヒサ 奥田 晃久	関係行政機関
委 員	ッミス ガズェ 清水 和恵	事業主関係者
委 員	駒崎 弘樹	児童福祉事業主関係者
委 員	ョシムラ シンイチ 吉村 信一	労働組合代表
委 員	イイヅカ シュウイチ 飯塚 修一	公募委員
委 員	クザ タクモヨ 久保田久仁子	公募委員
委 員	ャブキ ショウィチ 矢吹 捷一	公募委員
委 員	ッボィ クミュ 坪井 久美子	公募委員
委 員	業 岸 弥生	公募委員

(敬称略)

編

## (2)審議経過

会 議	開催日時・場所	議事
第1回	平成 21 年 7 月 7 日 (火) 10 時~ 11 時 30 分 品川区役所本庁舎 5 階 第五委員会室	<ol> <li>協議会の位置づけと策定の進め方について</li> <li>前期計画の振り返り</li> <li>品川区の子育てを取り巻く現状について</li> <li>二一ズ調査および中小企業調査結果の報告</li> <li>後期計画において検討すべき課題について</li> </ol>
第2回	平成 21 年 9 月 3 日(木) 10 時~ 11 時 30 分 品川区役所本庁舎 5 階 第五委員会室	1. 前期計画の成果報告(案)について 2. 後期計画の骨子(案)について
第3回	平成21年11月11日(水) 10時~11時30分 品川区役所本庁舎5階 第五委員会室	1.後期計画【素案(案)】について
第4回	平成 22 年 1 月 19 日(火) 10 時~ 11 時 30 分 品川区役所本庁舎 5 階 第五委員会室	1. パブリックコメントの結果について 2. 後期計画(案)について
第5回	平成 22 年 3 月 19 日(金) 13 時 15 分~ 15 時 00 分 品川区役所本庁舎 5 階 第五委員会室	1. 後期計画(案)の修正確認について 2. 後期計画(案)への意見答申について 3. 平成 22 年度以降の協議会の進め方について

#### 【資料編 4】用語集

#### 子ども、児童、若者

「子ども」の範囲を表す類似の言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律等によって異なりますが、本文中では以下のような範囲を指す言葉として扱います。なお、後期計画では、「子ども」を概ね0歳から概ね18歳までを指す言葉として使っています。

言葉	範囲	参考
乳児	満1歳に満たない者	
幼児	満 1 歳から小学校就学始期に達するまでのもの	
少年	小学校就学から満 18 歳までの者 児童福祉法	
児童	0歳以上 18歳未満の者 (乳児、幼児、少年を合わせたもの)	
若者	思春期(中学生から概ね 18 歳まで)と 青年期(18 歳から概ね 30 歳まで)を合わせたもの	青少年育成施策大綱

図表 21 子どもに関する言葉の範囲

#### 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

18 歳未満を「児童(子ども)」と定義し、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つを柱に、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

#### 教育基本法

日本国憲法に掲げる理想の実現に向けた教育の基本の確立と振興を目的として、昭和 22 年に制定された法律です。制定以来、教育をめぐる科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、状況が大きく変化したことを受け、平成 18 年 12 月 15 日に新しい教育基本法が成立、12 月 22 日に公布・施行されました。

新しい教育基本法では、改正前の教育基本法に引き続き「個人の尊厳」を重んずることを宣言すると共に、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を掲げ、その振興に向けた各層における取り組みを定めています。

これらの教育基本法に掲げた理念の実現に向けて、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにし、政府として今後 5 年間(平成 20 ~ 24 年度)に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するため、「教育振興基本計画」が策定・実施されています。

料

編

#### 次世代育成支援対策推進法

平成 15 年7月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画および都道府県行動計画を、301 人以上(平成 23 年 4 月以降は 101 人以上)の従業員のいる企業に対しては、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるものです。前期計画の計画期間は、平成 17 年~ 21 年の 5 年間でした。

「後期計画」は、前期計画の成果をもとに、さらにこの5年間の環境の変化等も踏まえながら、 平成22年~26年の期間に品川区が取り組む次世代育成支援対策を定めるものです。

#### 次世代育成支援対策推進協議会

各地方公共団体における、「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定と推進のために設置するものです。品川区では「品川区次世代育成支援対策推進協議会」を平成 16 年に設置し、前期計画の策定と推進を担ってきました。

平成 21 年度は、学識経験者、児童委員、事業主関係者、公募区民等、15 名の委員で構成され、 後期計画の策定に向けた議論を積み重ねています。

#### 要保護児童、要支援児童

どちらも「児童福祉法」で定められている言葉で、要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」を指し、要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指します。

具体的には、要保護児童としては社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子ども等、要支援 児童としては障害を持った子どもなどを指して用いられることが多くあります。

#### 発達障害者支援

「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」を指します。

また「発達支援」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人に対し、心理機能の適正な発達を支援し、円滑な社会生活を促進するため、医療的、福祉的および教育的援助を行うことをいいます。

平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」により、発達障害を持った人への支援の法的な環境が整い、就学前、就学後、若者など、それぞれの年齢における発達障害の早期発見と早期支援を含む支援体制の整備と充実が進められています。

#### ワーク・ライフ・バランス

仕事(ワーク)と生活(ライフ)の調和(バランス)を指す言葉で、仕事だけでなく家庭や地域などでの生活も重視しながら、豊かな暮らしを実現していこうとする考え方です。

具体的には、企業・事業所における、長時間労働への対策、休暇の取得促進、出産・育児に関わる休暇や短時間勤務などの制度の整備・活用といった取り組みが行われています。

取り組みの性質から、企業・事業所の理解と協力が不可欠ですが、同時に働く人一人ひとりの働き方の見直しや改善といった取り組みも進めていく必要があります。

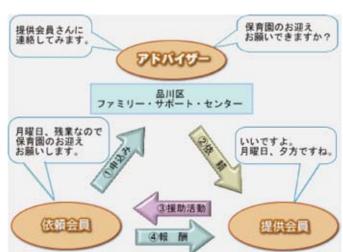
#### 地域子育て支援センター

「地域子育て支援センター」とは、地域全体で子育てを支援する基盤づくりを目的に、育児不安についての指導や子育てサークル等への支援などを通して、子育て家庭への育児支援を行う拠点を整備する、厚生労働省の事業です。品川区では、ぷりすく一る西五反田内に設置されています。

#### ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は、子育ての手助けがほしい人(依頼会員)と、子育ての手助けをしたい人(提供会員)が会員になり、地域の中で子育てする会員組織の相互援助活動であり、厚生労働省の事業です。

品川区では、家庭あんしんセンター内および品川区社会福祉協議会内の 2 ヶ所に設置しています。



図表 22 ファミリー・サポート・センターのしくみ

#### 子ども家庭支援センター(子育て支援センター)

「子ども家庭支援センター」は、児童福祉法の児童家庭支援センターの機能である子どもや家庭に関する総合相談、ショートステイや一時保育など在宅サービス事業の提供や、地域子育てを支援するために交流の場や機会を提供する拠点で、各自治体が実施主体の事業です。品川区では、子育て支援センターという名称で家庭あんしんセンター内に設置されており、児童虐待等に対応するための見守りサポートや養育支援訪問事業等も実施しています。

#### こども家庭あんしんねっと協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るために、 平成 17年4月施行の児童福祉法改正により、各自治体における「要保護児童対策地域協議会」 の設置が法定化されました。これを受け、品川区では平成 18年7月に「こども家庭あんしんねっ と協議会」を設置し、地域ぐるみで要保護児童等に関する相談対応や療育体制の調整などを行っ ています。

## 資

#### 幼児教育

「幼児教育」とは幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園等の施設など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。なお、ここでの「幼児」は「小学校就学前の者」すべてを指し、幼児教育という言葉を使う際は $0\sim5$ 歳の就学前の子どもに対するすべての教育を含みます5。

#### 認定こども園

「認定こども園」とは、小学校就学前の子どもに対する保育および教育、さらに家庭に対する 子育て支援の総合的な提供を行う施設を指します。基本的に、保育園は「保育を行う施設」、幼稚園は「教育を行う施設」、子育て支援センター等は「家庭に対する子育て支援を行う施設」と それぞれ機能が分かれていますが、認定こども園はそれらを合わせた機能の提供を目指している ものです。都道府県知事が条例に基づき認定し、設置されます。

#### 放課後子どもプラン

「放課後子どもプラン」は、地域の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育つことができる環境づくりを目指して、平成19年からはじめられた文部科学省と厚生労働省の連携による事業です。

具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などの活用により地域の人びとの参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施したりします。

品川区では、国の事業に先駆けて「すまいるスクール」として子どもたちの放課後の学び育ちの環境整備が進んでおり、今後より一層の拡充が期待されています。

#### 地域スポーツクラブ

「地域スポーツクラブ」とは、生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域の子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに親しみ、健康づくり・体力づくり・生きがいづくりに資する地域の自主的な団体です。

地域にある身近な既存の施設を有効に活用しながら、地域のあらゆる年齢の人びとが気軽に参加できるようなスポーツプログラムを実施しています。

# 品川区

次世代育成支援対策 推進行動計画(後期)

平成22年3月31日発行

**品川区 子ども未来事業部 青少年育成課 (第2庁舎7階)** 〒140-8715 品川区広町2−1−36 品川区役所 電話:03-5742-6385 / FAX:03-5742-6387



